

○入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 16 日

茨城県立こころの医療センター病院長 堀 孝文

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

POSレジ機及び会計案内表示機 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和 7 年 12 月 19 日（金）

(4) 納入場所

茨城県笠間市旭町 654 番地 茨城県立こころの医療センター 医事課指定場所

2 担当部署

〒309-1717 茨城県笠間市旭町 654 番地

茨城県立こころの医療センター 経理課担当 田中 電話 0296-77-1151（内線 541）

電子メール mc-kokoro10@pref.ibaraki.lg.jp

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号（以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないものであること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

4 入札説明書の閲覧場所等

(1) 入札説明書の閲覧場所

茨城県立こころの医療センターのホームページ

<https://www.mc-kokoro.pref.ibaraki.jp>

(2) 入札説明書の閲覧期間

入札公告の日から令和 7 年 10 月 1 日（水）まで

5 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（入札説明書様式第5号・以下「確認申請書」という。）に3に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和7年10月1日（水）午後5時までに必着のこと。

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(3) 提出先

茨城県立こころの医療センター経理課

(4) 結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、一般競争入札参加資格確認通知書（入札説明書様式第6号）を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

6 入札書の提出方法及び開札場所等

一般競争入札参加者は、次のとおり入札書（入札説明書様式第1号）を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入のうえ（2）イの場所へ持参すること。

入札金額は、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

また、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和7年10月14日（火） 午前10時

イ 場所

茨城県立こころの医療センター 集会ホールA

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程（平成18年茨城県病院事業管理規程第21号。以下「規程」という。）第112条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第107条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(1) 入札について不正の行為があった場合

(2) 金額その他必要事項を確認し難い場合

(3) 指定の日時までに到達しない場合

(4) 所定の入札保証金を納付しない場合（免除された者は除く。）

- (5) 入札書を2通以上提出した場合
- (6) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
- (7) 記名のない場合
- (8) 入札参加資格がない者がした入札
- (9) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (10) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であって、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (11) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

9 落札者の決定方法

- (1) 規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、11のとおり再度入札等を行うこととする。

10 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、2の担当部署への郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届（任意様式）を提出するものとする。

11 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 再度入札に参加する意思のある者は、再度入札のための入札書（入札説明書様式第2号）を持参すること。
- (3) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書（入札説明書様式第3号）の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。
- (5) 見積書を提出しようとする意思のある者は見積書を持参すること。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

- (1) 落札者において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置がとられることがある。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする詳細は入札説明書による。